

「どーせ変わらんし！」を乗り越える、「はたらくを学ぶ」授業

【目次】

1. 「法律家と教師で育てる「はたらくを学ぶ」勉強会」(首藤)

- ① 2005年4月「法(律家と)教(師で)育(てる)「はたらくを学ぶ」勉強会」発足
- ② 縁結び教育7か条
- ③ 『はたらくを学ぶ』1～3

2. アルバイトの雇用契約書をもらってみる(井沼)

- ①. アルバイトの雇用契約書をもらってみる
- ② アルバイトの契約書をもらえなかったら、どうする？
- ③ 高校生、社会を問う

3. “なんか変だ”から「アクション」へ(佐藤)

- ① バイトのヒーロー
- ② 経営者と組合青年部長W講演
- ③ 「えーっ!バイト高校生も有給休暇とれるンだって!」

井沼淳一郎
佐藤功
首藤広道

(50音順)

3. “なんか変だ”から「アクション」へ (佐藤)

①バイトのヒーロー

■定番・『フリーター漂流』が使えない!

白状します。

かつての私は、安易に「フリーターでええネン」とのたまう生徒たちに、生涯賃金や諸手当の違いを教え、「非正規雇用より正規雇用をかちとろうよ」的な教え方をしていました。

しかし、その後の不況による求人難により、そうやすやすとだれもが正規雇用労働者になれないこと、また、「正規雇用の優越」的に教えていた諸条件（有給休暇の取得や残業手当、退職勧告の是非など）が、必ずしも正規雇用だけの「特権」ではなく、非正規でも得られる権利であることに気づき（それまでウソを教えていた!）、大幅に教材の組み直しを迫られました。

そこへ、『フリーター漂流』です。

2005年2月6日に放映されたNHKスペシャル『フリーター漂流』は、モノづくり現場での「請負」労働者たちを追ったドキュメントであり、「病気になったら」「年をとったら」「生産調整で残業がなくなったら」など、不安定雇用の負の部分がリアルに描かれています。

生徒たちに、「フリーターは確かに気楽かもしれないけど、こんなにリスクがあるんだよ」を教えるため、私が知る限りでも、多くの学校でこのビデオが使われています。

私もさっそく前任・A高での現代社会の授業で、労働問題を扱う最初の授業（導入部分）で、この『フリーター漂流』を観せることにしました。

視聴覚教材を授業で使用する場合、どうしても一方的な放映になるので、「力のある」教材でなければ、生徒が集中せず、騒音・大音響のなかでの放映となる危険性があります。

しかし、この『フリーター漂流』は違った。

生徒たちはだれ1人しゃべらず静かにしている。が、画面に見入っている、というわけではありません。1人、また1人……と、ぼたぼたと、もの見事に机に顔を突っ伏していくのです。その数、どのクラスも3分の2以上。

学力的にも経済的にも「困難」といわれるA高の生徒たちのそうした姿は、私に対して、

「先生はこんなビデオ観せて、いったいオレらにどうせえって言うネン」
「先生はいいよな、安定した公務員やから。オレらどうせ卒業してもフリーターにしかなれないし」

体全体で、そう訴えているようにも思えました。

(※これらの言葉は、授業を行うなかで、実際に彼らの口から出たものです。むろん、口調は冗談交じりでしたが)

■青年期の生き方と絡めて考える

「法教育会」で議論するなかでも、「現実が厳しいだけに、労働問題を授業で扱うと、やればやるほど暗くなってしまふ」という発言がありました。

社会の状況を知れば知るほど、法教育に取り組めば取り組むほど、生徒たちの気持ちがどんどん暗くなってしまふ現実——でも、ここを何とか乗り越えなければ、「世の中には立派な人がいるのに」とか、「つらいけどがんばれないお前が悪い」とかの、「道徳授業」と化してしまふ。

「労働」を扱う際、教材の内容や配列を変えることにしました。

労働の意義を考えるとともに、生き方を試行錯誤しながら模索する諸形態を、資料集や卒業生のことばを使って考えさせました。倫理分野「青年期」の学習も、ここで同時に扱いました。

「やりたいことをめざして頑張る人の生き方は魅力的だ」⇒「しかし、フリーターをしながら夢に向かうには大きなリスクが伴うことを承知する必要がある」⇒「実際にどんなリスクがあるのだろうか？」という流れのなかで、『フリーター漂流』も観せました。顔をあげて観る生徒たちの数は増えたように感じています。

その後、生徒たちの持つ「常識」を突き崩しながら、有給休暇、最低賃金、残業手当、雇用保険などのワーク・ルールをクイズ形式で教える。また、カードローンや契約、悪質商法についてなどは、司法書士さんとジョイントで学習しました。

2年前に教えたN君からメールがきたのは、そんな夏過ぎのころでした。

■【実践】N君へアドバイスしてみよう

○定期テストで

●N君⇒佐藤（2006，9，12）

お久しぶりです。A高校（※前任校）もと2組のNです。
実は夏休みの間に私、食中毒にかかってしまい、2週間バイトができなくなっていました。そこで1年のとき、先生が授業でなさった「アルバイトの権利」を思い出し、詳しいことを聞きたく連絡しました。目標としては「有給休暇」の申請を目指しています。もう2年以上働いていますし、条件は満たしていると思います。（後略）

N君は、『フリーター漂流』を最初に観せたとき、映像開始直後から顔を埋めていた生徒の1人です。中卒後、1年間のブランクを経て高校に入学しているため、他の生徒よ

り1歳年上。現在、19歳の高校3年生。

この後のN君をめぐる画期的な展開は後述するとして、こんなリアルなやりとりを、今、教えている生徒たち（高校1年生）に伝えない手はありません。

さっそくN君の許可を得て、当単元のまとめである定期テスト（前期期末テスト）の問題文として、N君からのメールを生徒たちに提示することにしました。

（問題5）S先生が以前A高校で教えていたN君から、下記のような助けを求めるメールがきた。（実話です）

お久しぶりです。A高校（※前任校）もと2組のNです。～（中略。前記と同じ）～目標としては「有給休暇」の申請を目指しています。もう2年以上働いていますし、条件は満たしていると思います。バイト先はM（※大手ファーストフード店）です。ためになるお話などぜひききたいと思っています。連絡お待ちしております。

さて、あなたがS先生なら、悩めるN君に対し、どんなアドバイスを送るだろうか。次の条件にあてはまる「返事」を書け。

【条件】

- ①具体的な対策法を2つ書くこと。
- ②Nくんは、口ではエラソーなことを言っても、いたって気の弱いシャイな男である。現実的に、今のNくんおよびあなたに可能な対策法であること。

<問題以上>

○テスト答え合わせで

生徒たちには、年度始めから、「間違ってもいいからとにかく何か書こうよ」と言い続けています。とりわけ今回は「テスト」としての発問ですから、多くの生徒たちが1点でも多く得点するべく、何らかの答えを書こうと取り組んでくれます。「正解はこれだ」と正答を提示するのではなく、クラスメートたちが積極的に取り組んだ成果を発表しあう形で、さまざまな方法を紹介しました。

今回、発問は、生徒たちに「現実的」で「可能な」対策法を問うているので、
「M社の社長に直接会って『アルバイトも1人の人間なのだ』と抗議する」
「M社の社長さんに法律を詳しく教える」

だけ書かれてあって「社長に会う方法」がないものは、×としました。正義感あふれる解答ゆえ、「サトウ個人的には大好きな答えなんやけどなあ」と答え合わせ時に付け加えながら、涙を飲んで不正解としました。「ピラ配り」や「裁判を起こす」は、採点としては○ですが、「本当にキミならこれできる？」と問いかけながら、各種相談窓口の存在や仲間づくりを説明しました。

■その後のN君

さて、答え合わせを終えたあとは、有給休暇取得をめざしたN君のその後のドキュメント紹介です。

実際、N君から相談を受けた私は、彼にこんなメールを送っています。

●佐藤⇒N君 (2006、9、14)

(前略) ご依頼の件、まず「大阪労働局」のHP (<http://www.osaka-rodo.go.jp/>) を見てみよう。

- ・労働なんでも相談ダイヤル (0120-939-009)
- ・労働なんでも相談室アシストうめだ (06-4802-5050)
- ・所轄の労働基準監督署(北大阪労働基準監督署=072-845-1141)

会社と交渉するなら、有給休暇についても各HPに詳しい案内があるので、それをプリントアウトして持参してみよう。

しっかり体を治して、学校もがんばれ。

その後N君からは、その日の深夜に返信がきました。

ケータイからの、「段落のないメール」はたいへん読みにくいものでしたが、彼のはやる気持ちがあふれた文章でした。

●N君⇒佐藤 (2006、9、15)

真夜中失礼です。いろいろ会社につきつけました！有給休暇みとめてもらいました！！我が店初の有給休暇だったので皆のヒーローになりました(^o^)やっぱり法律はしつとくほうがとくですね！！佐藤先生がいつかゆうてたとおりですね！なんか八月中旬のことだったので九月の給料でつけることができないみたいなんでとりあえず有給休暇はためときます。でも先生のおかげで会社にみとめさせました。ありがとうございます。アルバイトの権利、すごくためになる授業でした。今すごくおもいます。法律をすることは自分をまもることにつながります！是非教え子たちにつたえてください！！(^o^)

最初、店長自体がバイトでも有給を取れることを知らず、「それはタテマエだ」的に扱われた。こちらが自信を持って「では、地区を統括する上司と交渉させていただきますから」と資料を見せると、店長の態度が急に変わり、その後、上司と相談した店長が「よく勉強してるな」と言って有給を認めてくれた――。

このN君からの快哉メールを、私はプリントに全文掲載し、生徒たちに伝えました。

同時にこのころ、ハンバーガー会社Mが、「日本M社ユニオン (※バイト等の非正規社員も多数含む労働組合)」との団体交渉拒否を撤回したとの新聞報道 (2007、10、26) も紹介しました。今なら、M社の店長が名ばかりの「管理職」で、M社は未払い分の残業代を支払うべきとした東京地裁の判決 (2008、1、28) も一緒に紹介できるでしょう。

法律で認められた権利であっても、会社側が親切に「あなたにはこんな権利がありますよ」と示してくれることは少ない。権利の存在を知る人が請求することによって、それらが実際に根づいていく。そして、まず1つが認められると、前例となって権利の行使は一般化されていく。

「自分が有給取れたこともうれしかったけど、他の人も有給取れるようになってみんなに喜んでもらえたことが一番うれしい」

誇らしげなN君のことばを伝え聞く生徒たちの顔は明るく、この話をしたとき、机に突っ伏す生徒は1人もいませんでした。

○小さな「よりマシ」を積み重ねて

「現実を知れば知るほど暗くなる」を打破し、「自分もできるかも?」「世の中なかなか捨てたものじゃないな」をどんどん共有したいと考えています。「自分だけは何としても正規雇用を勝ちとろう」と唯我式に迫るのではなく、また「希望(夢)を持って努力すればきっといいことはあるよ。がんばれないのは、あなたの努力が足りないのだ」と道徳論議に落とし込むのでもない。「現状のなかで、いかに『よりマシ』に生きるか」と同時に、「現状をいかに『よりマシ』なものに変えていけるか」もめざせるような授業を、今後も模索していきたいと考えます。

(※) 本稿は『月刊高校教育』(学事出版)2007年10月号所収の拙稿「高校生と「ワークルール」を考える」を改稿増補したものです。

③「えーっ! バイト高校生も有給休暇とれるンだっ!」

■「有給休暇 非正規社員にも権利 「知らない」半数」(朝日新聞より)

「(前略) 契約社員やパートにも有給があることを知っていたのは正社員の 66 %、非正社員の 52 %にとどまった。時間外割り増しでも同様に正社員の約 3 割、非正社員の約 4 割が、もらえることを知らなかった」との新聞記事がありました(2012年12月26日付け『朝日』)。

この件については、学校教育のなかできちんと権利を教えることが必要であるとともに、これら「はたらく」についての学習は、労働者側だけが学ぶものではなく、「経営」側に属する人、そして広く全国民必須の常識となるよう、しっかり教育すべきことがらだと思えます。「うちには有給休暇などないよ」「労働基準法が適用されるのは大企業だけだよ」などと会社側に自信満々に言われたら、なかなか抗うことはできない現状があるからです。

授業で目の前の高校生に伝えるだけでなく、広く全国の若者たち、ひいては一般の方々にも伝えることはできないか、と研究会で得た内容を「実話をもとにしたフィクション」の形で書籍化しました。ノベライズとともに、「元漫画家(現在、某百貨店人事担当取締役)」の友人にマンガ化してもらい、地域労組の若手活動家の解説コラム等もつけました。出版社と協議の末、タイトルは『えーっ! バイト高校生も有給休暇とれるンだっ!』という「ベタ」なものとなりました。

■高校生の「書評」から

本書は、『朝日』『産経』『赤旗』など、さまざまなメディアで紹介していただきました。雑誌やネットブログでも好意的な感想を多くいただきました。

「最近はいろんな労働相談の本が出回るようになった。その中でここに紹介されている事例は入門篇に当たるだろう。しかし、類例書との大きな違いは、対象が高校生だということだけではない。非常に実践的なのである。それは、実話がモデルということの強みだろうと思う」(KUMA0504さんのブログ「再出発日記」(※))

「思想闘争のストーリーの部分は面白く読めた。何度も繰り返すが、ストーリーの部分に思想闘争として、思想闘争でないかのように書かれているから本書に価値が出たのだ

ろうと思う」(子安潤さん(愛知教育大教授)のブログ「子安潤のインターネット圏」(※2)

(※1) <http://plaza.rakuten.co.jp/kuma050422/diary/201212260000/#comment>

(※2) <http://koyasujun.info/1208.htm>

そのなかで、日高教編『高校のひろば』2012年冬号(旬報社)では、現役の高校生が書評を寄せてくれています。

(前略) 私自身、「決められた出勤時間より30分早く出勤して、仕事をしなさい!」と先輩から言われ、早くから仕事をしてシフトどおりの給与しかもらえなかったことや、夜10時過ぎまで働かされ「10時以降の高校生の勤務は労働基準法に違反する」からと、10時以降の賃金は支払われなかったことがあります。この経験からアルバイトへの待遇について疑問を感じていました。

ですから、本の中で、アルバイトは「見習い」として扱われ、「正当な額の給料が支給されない」という高校生の証言と私自身の経験とが重なって共感を覚えたのです。

そしてこのような実態があるにもかかわらず、「アルバイトは権利を主張できる立場ではない」と考えている人が多いところです。

本の中で、教師が「アルバイト従業員の給料が国で定める最低賃金に達していない場合、『たたかう』という人は手をあげて」と言い、手をあげた生徒は30人中3人。3人はクラス中から「世間知らず」のように非難されます。職場での不当な扱いに納得できなかった私は、その3人と同じように「これは法律に違反している」と考えましたが、私はそこで、声をあげてたたかうということができず、アルバイトをやめるという選択をしました。私は職場でのたたかい方を、よく知らなかったからです。

この本の中で主人公が「アルバイトでも有給休暇が取れる」と学び、「みんなで有給休暇を取ろう」と訴えたことは、「すごいこと」だと思いました。私を含め多くの人が違法な労働条件、理不尽な状況の中で声を上げるのをためらっているのが現実であると思います。

しかし、本書のなかで、教師や弁護士、労働組合に相談をして、学んだうえで、店長に有給休暇を認めさせたところに感動し、励まされました。

「今おかしいぞ」と思っている人が声をあげてたたかうことができたなら、あるいは、「おかしい」現状に気づかずにいる人がそれに気づけたなら、労働者の権利は確かなものになっていくでしょう。

学校の授業、テレビ番組や地域などで労働基準法などの権利に関する法律を理解しやすいように伝え、会社でも新入社員や新人アルバイトの人に有給休暇が取れるなどの権利があると教えたりするなど、知るきっかけや学ぶ場をつくる必要があります。同時に従業員が声を上げるためのサポートを厚くすることで、「おかしい」ことを「おかしい」と言える、労働者の権利が保障される社会にしていかなければと思います。

(株)フォーラムA企画 1143円+税

<以上>

④おわりに～今後の展望

■ 「「どーせ変わらんし」を乗り越える「はたらくを学ぶ」授業書」

当勉強会では、前記3集を数える自主教材冊子「はたらくを学ぶ」を母体に、全国で使えるような授業書を作成中です。

「こんな権利があるんだよ」を伝えるだけでなく、「社会を変えた」実例を満載し、「どんなアクションができるか」を考察すべく、出版も視野に入れ、編集作業に取りかかっています。

■ 「キャリア教育」を組み替える

2013年1月15日付け読売新聞に、文科省が「キャリア教育を高校普通科で必修化（高校1年生で週1時間程度の授業）を検討」しているとの記事が出ました。文科省が発行している「高等学校キャリア教育の手引き」には、キャリア教育で生徒たちに身につけさせるべき力は、「人間関係形成・社会形成能力」、「自己理解・自己管理能力」、「課題対応能力」、「キャリアプランニング能力」の4能力とありますが、「やりたい職業を早く見つけてしっかり正社員になろう」的なアプローチは、もはや有効なものではなくなっています。「旧態」カリキュラムがこのまま現場に導入されると、大きな混乱が予想されるでしょう。

これらの点をきちんと批判すると同時に、「次代を担う高校生たちに本当につけたい力は何か」の観点で教材を組み替えることが必要だと考えます。「社会形成」「課題対応」の一環として労働法を学び、仲間と協働する（人間関係形成）ことで自分の権利をしっかりと行使する方法を学ぶ（＝生きる力を育てる）など、カリキュラムを「逆手に取る」アプローチを、これからもいっそう進めていきたいと考えます。

■ 今こそ組合。『えー！ バイト高校生も労働組合つくれるンだって！』

「シリーズLaw Do」の第2弾として、続編を執筆中です。

続編では「有効な解決団体」である労働組合に入って交渉する方法を紹介するとともに、労働者ならだれでも「労働組合をつくってたたかう」ことが可能であることをテーマとし、執筆に取りかかっています。

(了)